



1

疑問

現実に国内外で起きている海の
利用をめぐるコンフリクト

海は誰のものか

海は広いか？ 大きいか？

2

国連海洋法条約

- マルタ共和国国連大使バルドー氏が提唱
「海は全人類のもの」という理念をもとに条約化
- 3次にわたる会議の末に、1982年に成立。その前には、領海3カイリから12カイリにする動きが広がり、200カイリの排他的経済水域 (EEZ) を設定する国が続出した。海洋秩序は、「分割の時代」へ突入
- 海洋をめぐる様々な思惑と政治的駆け引きが行われ、条約の発効には12年を要し、1994年に至った

*カイリ nautical mile 1852m

3

国際法の目的が変化

- 以前は、「海洋の自由」、を尊重
「海洋の管理」を主たる目的として、海洋に関する人間の活動を律する原則へと転換
- 1992年 「環境と開発」に関するリオデジャネイロ宣言、持続可能な開発のための行動計画である「アジェンダ21」
2002年 持続可能な開発世界サミット (WSSD) の実施計画
2012年 リオ+20 「我々が求める未来」
2015年 持続可能な開発のための2030アジェンダ



海洋に関する政策的枠組みが整う

* 海洋政策研究所「2015年度総合的海洋政策の策定と水産に関する調査研究 我が国における海洋政策の調査研究報告書」、p.7-p.8

4

2030アジェンダ:

目標14 海洋・海洋資源の保全に関する目標

- 海洋汚染の防止と削減、海洋及び沿岸の生態系の回復、etc.
- 過剰漁獲、違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的漁業慣行を終了、科学的管理を実施
- 過剰漁獲につながる補助金撤廃、新たな補助金導入の禁止、IUUにつながる補助金の撤廃、etc.
- 水産養殖及び観光の持続可能な管理、小島しょ途上国等の海洋重の持続的利用の拡大
- 海洋の健全性の維持、生物多様性の寄与向上のために、研究や技術などの向上
- 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供、等

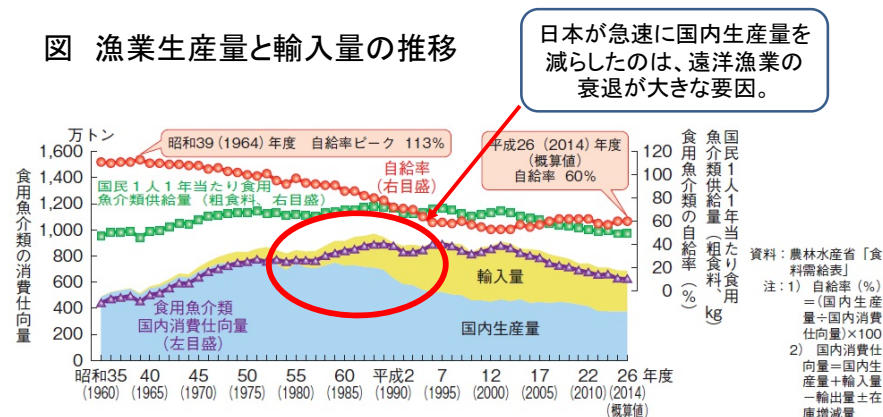
5

国連海洋法条約と日本

- 1994年11月 国連海洋法条約が発効。日本は96年にこれを批准。排他的経済水域(Exclusive Economic Zone, EEZ)を設定
- 日本は、海域利用、漁業管理、水産資源の利用について、大きな変更を求められた
 - 1) 国連海洋法が提唱した海域の総合的管理に向けた準備
2007年 海洋基本法が施行された
 - 2) 総合的管理とは
EEZ内における個別法にもとづく利用と管理ではなく、包括的かつ統一的な意思にもとづく管理が求められている
漁業、鉱業、海運業が最も利用頻度が高い産業。ある程度は利害調整が行われてはいるが、総括して管理する体制にはなっていない(新規立法はない)

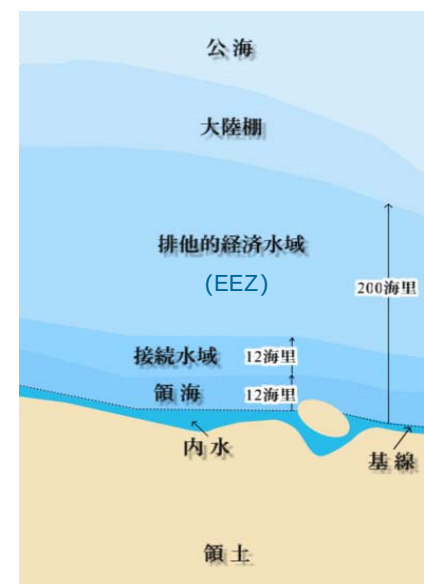
6

図 漁業生産量と輸入量の推移



(資料)水産白書(平成27年度版)

遠洋・沖合漁業の縮小が余儀なくされたのは、世界の沿岸国の12カイリ領海、EEZの設定による



○国と国との間隔が狭かったり、領土・領海に関する紛争等があれば、変動的な扱いになる

○漁業に関しては、様々な協定や合意があり、日中韓の3か国の間では、暫定的に取り決めた水域、共同利用水域があるなど、複雑である

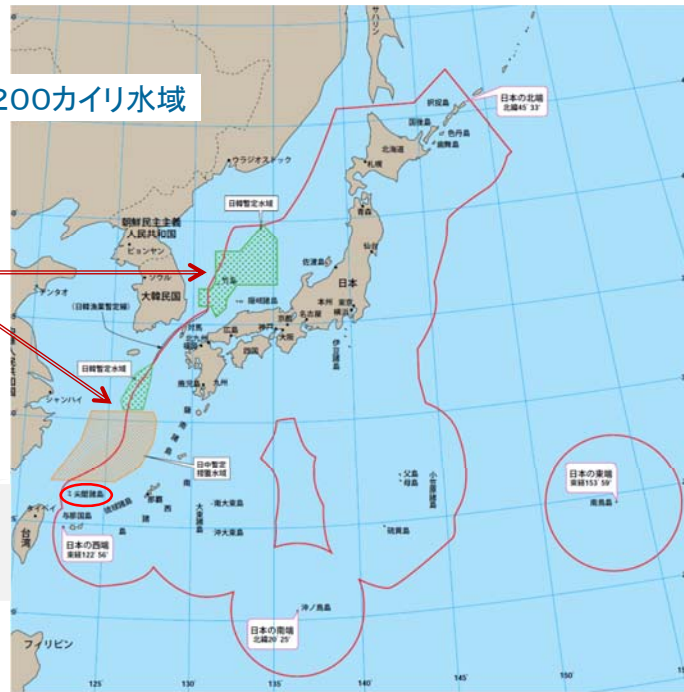
○近年、日本周辺はもとより、アジア各地、世界各地で、海の利用に関する紛争が増えている

8

図 日本の200カイリ水域

暫定水域、
中間水域と
いう曖昧さが
残る

尖閣列島だ
けが問題で
はない！



日本の海は誰が管理主体か？

■世界的な流れは、**統合的管理 (integrated management)**に向かっている。日本では、沿岸域で典型的だが、縦割りの管理が行われている

*日本では、「総合的管理」、と訳されるのが一般的

■歴史的には、海を最も利用してきた漁業部門の役割が大きいが、産業開発や観光開発が進むと、**部門間の調整**が必要となる。部門間の利害調整を得て、十分に管理されているとは言えない

■利害調整を行い、将来計画にもとづいた利用をどう行っていくか？

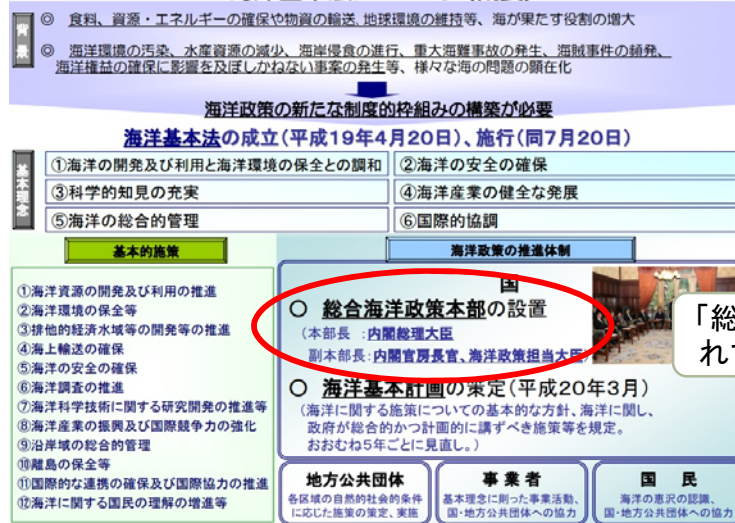
■海洋基本法を制定し、そのもとに海洋基本計画を策定

10

海洋基本法の制定

海洋基本法について（概要）

内閣が権限をもって海洋管理を実施、6つの理念



「総合」が使われているが？

図 海岸の区分と管理主体

総延長 35,000km	海岸保全区域 14,000km	一般公共海岸区域 14,000km	その他 7,000km	区分	建設海岸 5,000km	港湾海岸 4,000km	漁港海岸 3,100km	農地海岸 1,700km	共管 200km
					管理者	都道府県知事	都道府県知事・市町村	都道府県知事・市町村	都道府県知事
海岸法対象	国の窓口	主務大臣			水管理・国土保全	港湾局	水産庁	農林振興局	農林水産省・国土交通省
					国土交通省	国土交通省	農林水産省	農林水産省	



(資料) 水産庁、国土交通省東北地方整備局の資料にもとづき、海洋政策財団が作成。筆者一部加筆

12

管理対象がことなり、さまざまな管理主体によって、縦割りに管理されているのが日本の海、海岸、沿岸域

大震災後、沿岸域管理をどう統合的な体制に移行させるか、が問われた

それはなぜか？

13

沿岸域総合的管理に向けた動き

■沿岸域の再活性化、海洋環境の保全・再生、自然災害への対策、地域住民の利便性向上をはかるために、陸域と海域を一体的に総合的に管理……

■特に、利害関係が複雑に絡む沿岸域については、**地方自治体**がどのような役割を果たすことができるか、検討が続けられている

■地方自治体は、「沿岸域総合管理」計画を総合計画に位置付け、利害関係者や住民の参加のもと、利用と保全に関する合意を形成し、参加型管理を行うようにする

■沿岸域の一定範囲を地方自治体の管轄下におくことが検討中。パイロット・プロジェクトが実施されている

14

論点：

海洋基本法を踏まえ、地方自治体が沿岸域管理を担うべきだが、可能か？

法制度上はともかく、現在の自治体にはその能力(CAPACITY)があるのか、疑問

日本よりも、諸外国では総合的管理の考え方が普及している

15

国際的な流れのなかで、水産業のあり方が変わる

日本は、海域利用、漁業管理、水産資源の持続的な利用について、大きな変更を求められた

1) **TAC(Total Allowable Catch:漁獲可能量)**を設定
(海洋法条約第61条・62条にもとづく) ⇒後に説明

2) それ以前に**水産基本法**を制定
2001年に、国連海洋法条約の批准、世界貿易機構(WTO)下での水産物貿易の自由化の流れを視野にいれて、**新しい水産政策、漁村振興の枠組みを設定**

3) 総合的沿岸域管理にもとづく漁業管理と水産資源管理の手法開発

16

漁業生産の制度的枠組み

17

漁業の分類

■ 場所による分類

海面漁業、内水面漁業（汽水漁業）

■ 活動内容による分類

漁獲漁業、養殖業

■ 二つの分類を組み合わせ（例）

海面漁業：海面漁獲漁業、海面養殖業

内水面漁業：内水面漁獲漁業、内水面養殖業

* 統計ではこの組み合わせを用いることが多い

漁業生産に必要な制度とは？

- 更新性資源（renewable resource, 再生産性資源、再生可能性資源）である水産資源は、無主物

➡ 早い者勝ちの漁獲競争になってしまう（無主物占守）

- 特定の者が利益を占守するのに対し、資源が減少・枯渇すると、その影響が全体に及んでしまう

➡ ハーディンが想定した、コモンズの悲劇、がおきやすい

- 漁村は、資源と環境をめぐる資源の枯渇と貧困の増加がおきやすい社会的特性をもっている

➡ 農業以上に自然変動の影響を受けやすい。計画的な生産もできにくい

漁業者が持続的な生産を行うよう、社会的な支援と制度が必要になる

19

漁業に関わる主な法律

- 漁業法（1949.12.15 成立）

- 水産業協同組合法（1948年12月15日 成立）

- 水産資源保護法（1951年12月17日 成立）

- 海洋水産資源の保存、及び管理に関する法律（1996年6月14日 成立）

- 水産基本法（2001年6月29日 成立）

- 海洋基本法（2007年4月17日 成立）

これらの法律にそって漁業生産が行われ、漁業管理、資源管理が実施されている

20

(参考) 漁業管理と資源管理

- 資源管理 人間が望む状態に水産資源が保たれるように、漁業規制などの施策を実施すること。主に、生物学的特性にもとづく概念
- 漁業管理 社会経済の諸法則にしがたって行われる漁業が望ましい状態に保たれるように施策を実施すること。資源管理を包含した社会的概念、として説明される

清光照夫・岩崎寿男 1986. 水産政策論、恒星社厚生閣
牧野光琢 2013. 日本漁業の制度分析、恒星社厚生閣

実際には柔軟に使われている。海外では、resource managementの領域が広く設定され、fisheries managementはその中に含まれる概念として用いられることがある。例えば、coastal resource management、coastal fisheries managementなどの用例がある。

21

漁業法と水協法にもとづく資源利用

■ 戦後漁業法の特徴

- 1) 戦前にあった旧漁業権を消滅(補償)させ、戦後は民主化と漁民的漁場利用の観点から再編成
 - * 農業における農地改革に似た制度改革が実施された
- 2) 指定遠洋漁業制度の創設
- 3) 海区漁業調整委員会制度の設置
都道府県に設置された独立行政委員会
(漁業者は一部の委員を直接に選ぶことができる)

■ 水協法(水産業協同組合法)

- 1) 戦前の漁業組合を解散させて、漁業者の自主独立の組合
- 2) 漁業権管理団体、経済事業運営団体としての二つの役割

漁業は制度的に3つに分類

制度面からみると、漁業は3つに分類

- 1 **自由漁業** 小規模な釣り漁業、延縄漁業
- 2 **漁業権漁業** 定置、養殖、共同漁業
特定の区域について特定の漁業を排他的に、独占的に営む権利を与えないと漁業が成り立たない、漁業を営む権利を付与しなければできないような漁業が、**漁業権の対象**
- 3 **許可漁業**
独占排他的に営む権利を必要としないが、一定の枠内で制限したり管理する必要がある漁業が対象。**特定の者に特定の条件をつけて禁止を解除して行う漁業を、許可漁業という**

* 詳しくは、配布資料

「漁業法にもとづく漁業権制度・許可制度の分類」、を参照

23

許可漁業の区分 (大臣管理)

1 指定漁業

政令により定められた漁業、許可をえなければ営むことができない漁業

主に沖合・遠洋で操業する①沖合底びき網漁業、②大中型まき網漁業、③遠洋かつお・まぐろ漁業、等
(政令指定)

2 承認漁業

大臣の承認がなければ営むことができない漁業

主に沖合・遠洋で操業する、①ずわいがに漁業、②東シナ海はえ縄漁業、等 (省令)

24

許可漁業の区分(知事管理)

1 知事許可漁業

知事の許可を受けなければ営むことができない漁業、都道府県漁業調整規則で知事の判断にもとづき、独自に規定した漁業

地先・沖合で操業する①小型まき網漁業、②機船底びき網漁業、等（都道府県規則）

2 法廷知事許可漁業

特に調整が必要な漁業として、①中型まき網漁業、②小型機船底びき網漁業、③小型さけ・ます流し網漁業、等

25

漁業権漁業

■行政庁の免許によって設定された一定の水面において、排他的に一定の漁業を営む権利

定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権

■しきたりの制度化

1)歴史的に形成されてきた漁村共同体での資源利用秩序、その存続を認めて権威化

2)近代的な漁業生産に対応させた新しい漁業秩序の形成

26

3段階の漁業管理制度

■3段階制度(漁業管理制度);国-県-地域

国レベル: 漁業法（これが基本）

漁業管理制度の枠組み;規定、禁止事項など詳しくは設けていない

県レベル: 漁業調整委員会(原則的に1県1海区,全国に66海区)

水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、あわせて民主化をはかること。知事に対する諮問・建議はもとより、みずから裁定、指示、認定などができる

地域レベル

漁協が担うのが一般的（参加型資源管理の基本形）

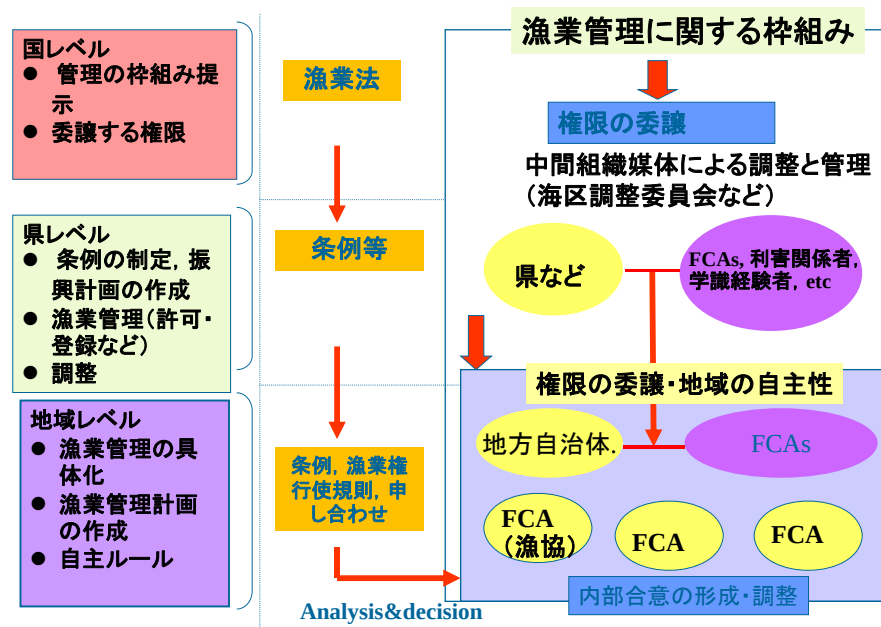
27

漁協は、正組合員資格を定款で定めず、漁業従事日数*に基づく法定組合員制度をとる

漁獲行為そのものが法定規制を受けるが、漁協が資源の利用と配分において民主的に運営されることを前提にした制度

28

図 日本の漁業管理制度：国と地方との責任分担関係



演習問題

1) 海洋基本法の内容について調べ、総合的沿岸域管理とはどのようなものであるかを述べなさい。

2) 日本の漁業管理制度は、地域に権限を委譲したシステムとして機能しているが、それは、漁業生産や水産資源の利用において、どのようなメリットがあると考えられるか。また、デメリットは何か。

3) 漁業者が高齢化し、漁業の担い手が減少している。こうした特徴ある漁業制度は今後どのように変わっていくと予想されるか。